

渋谷南部地区の町名町割りについて（諮問）

1. 背景等

平成 29 年度に予定されている渋谷（南部地区）土地区画整理事業の換地処分にあわせて、わかりやすい住所を実現するために、町界町名地番整理を実施するものである。

町名や町割りを変更する際には、地方自治法第 260 条の規定により議会の議決を経る必要があり、その町名町割り案を作成するにあたって、町界町名審議会に諮問するものである。

2. 町界町名地番整理について

町界町名地番整理とは、土地区画整理事業によって整備された土地の区画にあわせて、地番を順番に付け直して整理するとともに、新たに町割りや町名を設定するものである。

【町界町名地番整理での住所の表し方】

現在の住所	・ ・ ・ ・ ・ 大和市	<u>福</u> <u>田</u>	1234 番地 5
		大 字 名	番 地
町界町名地番整理を実施すると	・ ・ ・ ・ 大和市	<u>×</u> <u>×</u> <u>○</u> <u>丁</u> <u>目</u>	<u>1</u> 番地 <u>1</u>
		新 町 名	番 地

3. 町界町名地番整理実施区域の概要

- 対 象 地： 福田字甲八ノ区、乙一ノ区、乙二ノ区の各一部
下和田字上ノ原、中ノ原の各一部
- 面 積： 約 42 ヘクタール
- 世 帯 数： 約 1,700 世帯
- 人 口： 約 3,300 人
- 土地の筆数： 約 1,300 筆
- 自 治 会： 高等町第一自治会、高等町第二自治会、高等町第三自治会、
高等町第四自治会、札の辻自治会、中福田自治会、下福田
北部自治会（全て一部）

4. 町名町割りの考え方

(1) 町名の考え方

- ・町名は、従来の地名、通称町名等に準拠して簡明なものと由緒あるもの、親しみ深いもの、呼びやすいもの等を選択し、市内を通じて同一町名、類似町名又は紛らわしい町名を避ける。
- ・渋谷（北部地区）土地区画整理事業の換地処分にあわせて行われた町界町名地番整理の際に、事業開始を控えた南部地区も含めて町界町名案が検討され、北部・南部を通して「渋谷」とすることで地元自治会の意見は集約されていたことから、町名案は「渋谷」とした。

〈町名の由来〉

[平安時代末期]

この地を武士であった渋谷重国が治めていたと言われている。

[明治以降の経過]

明治 22 年：長後村・高倉村・下和田村・福田村・上和田村・本蓼川村飛地が合併して渋谷村となる。

昭和 17 年：渋谷村、町制を施行し渋谷町となる。

昭和 30 年：渋谷町南部高倉・長後地区、藤沢市へ合併。

渋谷町中北上和田・下和田・福田及び本蓼川飛地は渋谷村となる。

昭和 31 年：大和町に渋谷村が編入合併し渋谷村が廃村となる。

(2) 町割りの考え方

- ・町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じないよう簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものとする。
- ・町の境界は原則として道路、鉄道その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていることを基本とする。
- ・これらの事から、町割りは都市計画道路と小田急江ノ島線で区分し、高座渋谷駅西線、東線まで既存の渋谷四～六丁目を拡大し、それ以南について小田急線より東側を渋谷七丁目、西側を八丁目とした。

5. 住民説明会の結果

平成 28 年 6 月 3 日及び 4 日に渋谷学習センターにてポスターセッション形式による市素案の住民説明会を行った。

[来場者] 64 名

[主な意見] ○「早く実施して欲しい」

○「よく理解できた」

○「高福○丁目」「座渋谷○丁目」「福和○丁目」など新しい町名の提案

○「福田」「高等町」など昔から使っている町名を希望

6. 諮問案について

次に掲げる理由により、市素案のとおり諮問することとした。

- ・この地域の歴史的に由緒ある名称である「渋谷」は、住民説明会でも多数の賛成が得られた。
- ・新しい町名の提案に対しては、既にある渋谷四～六丁目の区域面積が基準より小さいことから、渋谷南部地区においても渋谷四～六丁目を拡大する必要があり、残った部分は面積的にも「渋谷」以外の町名とする合理的な理由がない。

7. 経過

<平成 4 年度>

4 年 1 1 月

渋谷（北部地区）町界町名連絡会開催
（関係自治会長 11 名で組織）

・南部地区を含め渋谷一～九丁目で意見集約

5 年 3 月

町界町名審議会開催（諮問・答申）

<平成 5 年度>

5 年 6 月

渋谷（北部地区）町界町名変更議案可決

<平成 6 年度>

6 年 9 月 3 0 日

渋谷（北部地区）土地区画整理事業換地処分

6 年 1 0 月 1 日

渋谷（北部地区）新町名施行

<平成 2 7 年度>

2 7 年 1 2 月 2 3 日

渋谷（南部地区）町界町名連絡会開催

・町名を「渋谷」とする案で手続きを進めることでした承

<平成 2 8 年度>

2 8 年 4 月 1 日

町界町名審議会設置

2 8 年 4 月 2 7 日

第 1 回町界町名審議会開催

・市素案を提示（渋谷四丁目～八丁目）

2 8 年 5 月 2 3 日

市素案及び説明会案内を全戸配布

2 8 年 6 月 3 日

住民説明会開催

4 日

”

2 8 年 8 月 2 4 日

第 2 回町界町名審議会開催（諮問）

8. 今後の予定

<平成 2 8 年度>

2 8 年 1 0 月

町名町割り案の公表（広報やまと 9 月 1 5 日号）

2 8 年 1 2 月

議案提出・議決・告示（地方自治法第 2 6 0 条）

<平成 2 9 年度>

2 9 年 4 月～

住所設定作業

3 0 年 1 月頃

新住所の周知・住民説明会

3 0 年 3 月頃

換地処分公告

公告の翌日

新住所施行